

平成二十二年総務省令第六十一号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則

日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第六十条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第六十一条第七項及び第八項並びに日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三十五号）第十条第四項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項第三号及び第三項、第二十一条第一項第三号、第三号及び第四項、第二十七項、第二十九条第一項第三号及び第四項、第二十四条、第二十九条第二項、第三十一条第一項、第四十条、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第七十四條第五項、第七十六條第四項、第八十二条第二項、第八十四条第三項、第八十五条第二項、第九十六条第二号並びに第四百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則を次のとおり定める。

- 第一章 投票人名簿
第二章 在外投票人名簿
第三章 投票所における投票
第四章 期日前投票及び不在者投票
第五章 在外投票
第六章 開票並びに国民投票会及び国民投票分会

第一章 投票人名簿

（投票人名簿の様式等）

第一条 投票人名簿（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）以下「法」という。）第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第二十条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票人名簿は、当該投票人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第一号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3 磁気ディスクをもって調製する投票人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三十五号。以下「令」という。）第十一条で読み替えて準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十九条第一項に規定する投票人名簿記載書類は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

4 投票人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する投票人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第二号様式に準じて調製しなければならない。

第二条 令第十条第一項の規定による投票人名簿登録証明書の交付の申請等は、別記第三号様式に準じて作成しなければならない。

3 投票人名簿登録証明書は、別記第四号様式に準じて調製しなければならない。

4 令第十条第三項に規定する総務省令で定める場合は、投票人名簿登録証明書の交付を受けた者がその登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法施行令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合とする。

（投票人名簿の閲覧の申出）

第三条 法第二十九条の二第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、同条第一項の規定による申出に係る投票人の氏名、住所その他の当該投票人を特定するに足りる事項とする。

2 法第二十九条の二第二項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出は、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び前項に定める事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でなければならない。

3 前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。

4 閲覧者が投票人名簿の抄本を閲覧するに当たっては、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。

5 回答書及び市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類
法第二十九条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、投票人が本人又は当該投票人と同居している者について投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行う場合とする。

6 第二項の文書は、別記第五号様式に準じて作成しなければならない。

第三条の二 法第二十九条の三第六項に規定する総務省令で定める閲覧は、投票人が本人又は当該投票人と同居している者について投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十九条の三第六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第二章 在外投票人名簿

（在外投票人名簿の様式等）

第四条 在外投票人名簿（法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製するものを除く。）は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第三十三条第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿は、当該在外投票人名簿に記載されている事項を記載した書類を別記第六号様式に準じて調製できるものでなければならない。

3 磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記載されている全部の事項を記載した書類及び令第三十二条第一項において準用する公職選挙法施行令第十九条第一項に規定する在外投票人名簿記載書類は、別記第六号様式に準じて調製しなければならない。

4 在外投票人名簿の抄本及び磁気ディスクをもって調製する在外投票人名簿に記載されている一部の事項を記載した書類は、別記第七号様式に準じて調製しなければならない。

第五条 第三号及び第三号の二の規定は、在外投票人名簿について準用する。

2 前項において準用する第三条第二項の文書は、別記第八号様式に準じて作成しなければならない。

（在外投票人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合に閲覧させる事項）
第五条の二 法第四十二条において準用する法第二十九条の二第二項の規定により在外投票人名簿に記載されている一部の事項を閲覧させる場合における閲覧させる事項は、別記第七号様式に記載すべき事項とする。

（在外投票人名簿登録申請書の様式等）
第六条 法第三十六条第一項の規定による在外投票人名簿の登録の申請書（以下この章において「在外投票人名簿登録申請書」という。）は、別記第九号様式に準じて作成しなければならない。

2 在外投票人名簿登録申請者は、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証（以下「在外投票人証」という。）令百一条第二項に規定する投票用紙及び投票用封筒その他市町村の選挙管理委員会が交付する文書（第十三条第二項において「投票用紙等」という。）を国外における住所以外の場所（当該在外投票人名簿登録申請者に係る旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第十五条の規定により提出された同規則別記第十二号様式による在留届（同条の規定により送信された同号様式に記載すべき事項に相当する情報を含む。以下単に「在留届」という。）に「在留地の緊急連絡先」として記載又は記録されている場所（第十二条第二項第二号及び第十四条第三項第二号において「在留地の緊急連絡先」という。）に限る。以下この章において「住所以外の送付先」という。）において受け取るものとする場合においては、在外投票人名簿登録申請書に当該住所以外の送付先を記載することができる。

（同居家族等を通じて行う旅券等の提示）
第七条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定める者は、在外投票人名簿登録申請者に係る在留届に「氏名」又は「同居家族」として記載又は記録されている者で、当該在外投票人名簿登録申請者以外の者（日本国籍を有する者に限る。次項において「同居家族等」という。）とする。

2 在外投票人名簿登録申請者が、令第十五条第一項の規定により同居家族等を通じて旅券（旅券を紛失し、又は焼失したことその他の特別の

事情により旅券を所持していない場合であつては、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて次条に定めるもの。次項において「旅券等」という。を提示しようとする場合においては、当該在外投票人名簿登録申請者が署名をした別記第十号様式による申出書を領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第九条を除き、以下この章において同じ。）に提出しなければならぬ。

3 前項の規定により在外投票人名簿登録申請者の旅券等を提示した者は、領事官に対して自らの旅券を提示しなければならない。

（在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第八条 令第十五条第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であつて、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

二 在外投票人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

イ 前号に定めるもののほか、日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類（健康保険組合、国民健康保険組合又は国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合その他の公共的機関（外国の公共的機関を除く。）が交付した被保険者証、組合員証、年金証書等を含む。）

ロ 日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であつて、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

2 在外投票人名簿登録申請者が旅券又は前項各号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、領事官は、これらの書類に代えて当該在外投票

人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第九条 令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日（国外に住所を有することとなつた日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日）をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

（在外投票人名簿登録申請者の資格に関する見書の様式）

第十条 令第十五条第二項に規定する在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人名簿登録申請書提出後の変更の届出書の様式等）

第十一条 令第十六条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第十六条第一項の規定による届出書は、別記第十二号様式に準じて作成しなければならない。

（変更の事実を証するに足りる文書の添付の特例等）

第十二条 令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定める事項は、本籍及び住所以外の送付先とする。

2 令第十六条第三項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるときとする。

一 令第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

二 令第十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出をする場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとき。

イ 氏名 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第六十六条、第七十条、第七十

四、第七十六条、第九十五条、第九十八条、第一百七十条又は第一百七十一条の規定による届出が領事官にされているとき。

ロ 本籍 戸籍法第九十八条、第一百零八条又は第一百十條の規定による届出が領事官にされているとき。

ハ 住所以外の送付先 在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の規定による届出がされているとき。

（在外投票人証の記載事項等）

第十三条 令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、投票人の性別、在外投票人証の交付番号とする。

2 投票人が投票用紙等を住所以外の送付先において受け取る場合においては、令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、前項に定める事項のほか、住所以外の送付先とする。

3 在外投票人証は、別記第十三号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人証の記載事項の変更等）

第十四条 令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出書は、次条第二項に規定する場合に用いるものを除き、別記第十四号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第二十一条第三項に規定する総務省令で定めるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるときとする。

一 国外における住所 当該投票人が住所を変更した旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき。

二 住所以外の送付先 当該投票人が在留地の緊急連絡先を変更する旨の旅券法施行規則第十五条第二項の届出がされているとき（住所以外の送付先を在外投票人証に新たに記載する場合には、当該投票人に係る在留地（在留地の緊急連絡先が記載又は記録されているものに限り。）が提出されているとき。）。

4 令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十五号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人証の再交付等）

第十五条 令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場

一 令第二十一条第六項の規定により在外投票人証に記載事項の変更に係る事項の記載をする場合において、当該変更に係る事項の記載をすべき欄に、記載すべき余白がない場合

二 登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の名称の変更があつた場合

2 令第二十一条第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書（令第二十一条第二項の規定による在外投票人証の記載事項の変更の届出を令第二十一条第一項の規定による申請と併せて行う場合の届出書を含む。）及び令第二十一条第二項において準用する令第二十一条第四項に規定する総務省令で定める書類は、別記第十六号様式に準じて作成しなければならない。

（帰国後の在外投票人証の再交付）

第十六条 在外投票人名簿に登録されている投票人で、国内の市町村において住民票が新たに作成されたものは、令第二十一条第一項各号のいずれかに該当する場合には、国内の住所を証するに足りる文書を添えて、その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に在外投票人証の再交付を申請することができ

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による申請に基づき在外投票人証を再交付する場合においては、直接に、又は郵便等をもつて、同項の規定による申請をした者に、当該在外投票人証を交付しなければならない。この場合において、当該在外投票人証には、当該投票人が帰国している旨を記載するものとする。

3 第一項の規定による在外投票人証の再交付の申請書は、別記第十七号様式に準じて作成しなければならない。

（在外投票人証の返納）

第十六条の二 令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める場合は、在外投票人証の交付を受けた者がその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証（以下「在外選挙人証」という。）の交付を受けた場合とする。

（在外投票人証等受渡簿の記載事項等）

第十七条 令第二十四条第一項に規定する領事官が在外投票人証等受渡簿に記載しなければならない総務省令で定める事項は、当該領事官を経由して在外投票人証を交付された者の性別、申

出先とする。

請の時（法第三十四条第一項に規定する申請の時をいう。以下この項において同じ。）の国外における住所及びその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の区別（当該市町村が在外投票人証を交付された者の最終住所地の市町村であるか申請の際におけるその者の本籍地の市町村であるかの区別をいう。第十九条第一項において同じ。）並びに当該領事官が在外投票人名簿登録申請書を受け付けた年月日その他在外投票人名簿の登録に係る事務処理の明細とする。

2 在外投票人証等受渡簿は、別記第十八号様式に準じて調製しなければならない。
（在外投票人名簿の記載事項の修正に關し通知すべき事項）

第十八条 令第二十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の氏名、生年月日及び性別とする。

第十九条 令第三十一条第一項の総務省令で定める事項は、在外投票人名簿に登録されている者の性別及びその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の区別とする。

2 令第三十一条第一項に規定する在外投票人証交付記録簿は、別記第十九号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出）

第二十条 令第三十一条第二項の規定による在外投票人証交付記録簿の閲覧の申出は、旅券又は第八条第一項各号に掲げるいずれかの書類を提示して、文書でなければならない。

2 前項の文書は、別記第二十号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第三十一条第三項の規定により準用する公職選挙法第三十条の十四第二項で規定する総務省令で定める事項は、申出に係る投票人の氏名とする。

第三章 投票所における投票

（投票箱）

第二十一条 投票箱は、別記第二十一号様式に準じて調製しなければならない。

（仮投票用封筒の様式）

第二十二条 法第六十三条第四項及び第五項並びに令第五十二条第四項の規定による投票用封筒は、別記第二十二号様式に準じて調製しなければならない。

（投票録の様式）

第二十三条 投票録は、別記第二十三号様式に準じて調製しなければならない。

第四章 期日前投票及び不在者投票

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務）

第二十四条 法第六十条第一項第一号（法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる用務は、葬式の喪主等冠婚葬祭の主客をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務とする。

（期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域）

第二十五条 法第六十条第一項第四号（法第六十一条第一項においてこれを引用する場合を含む。）の規定によつて期日前投票又は不在者投票を行うことができる地域は、公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）別表第一に掲げる地域とする。

（期日前投票又は不在者投票の事由に該當する旨の宣誓書の様式）

第二十六条 令第六十一条又は第六十六条の規定による宣誓書は、別記第二十四号様式に準じて作成しなければならない。

（国立保養所）

第二十七条 令第六十四条第一項に規定する厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百九十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち総務省令で定めるものは、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百四十九条の規定により置かれる国立保養所とする。

（令第六十四条第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第二十八条 令第六十四条第四項及び第六十五条第二項において準用する第六十四条第四項の規定による請求書の様式は、別記第二十五号様式に準じて作成しなければならない。

（船員の不在者投票用紙等を交付する市町村）

第二十九条 令第六十五条第一項の規定によつて船員の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付する市町村は、公職選挙法施行規則別表第二に掲げる市町村とする。

（投票用封筒への記載）

第三十条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第六十七条第一項の規定により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した在外投票人名簿

に登録されている投票人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名を記載しなければならない。

（投票用封筒並びに不在者投票証明書及び証明書用封筒の様式）

第三十一条 令第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定による投票用封筒並びに第六十七条第二項の規定による不在者投票証明書及びこれをに入れるべき封筒は、それぞれ別記第二十六号から第二十八号までの様式に準じて調製しなければならない。

（国民投票郵便等投票証明書の交付申請書の様式等）

第三十二条 令第七十四条第一項の規定による国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、別記第二十九号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第七十四条第一項の規定による申請を令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合は、国民投票郵便等投票証明書の交付申請書は、前項の規定にかかわらず、別記第三十号様式に準じて作成しなければならない。

3 令第七十四条第四項の規定による国民投票郵便等投票証明書は、別記第三十一号様式に準じて調製しなければならない。

4 令第七十三条第三号に規定する者の国民投票郵便等投票証明書の有効期間は、交付の日から国民投票の期日前四日に当たる日又は同様の被保険者証に記載されている要介護認定の有効期間の末日のいずれか早い日までの期間とする。

（法第六十一条第三項に規定する投票人に該當する旨の記載に係る申請書の様式）

第三十三条 令第七十五条第二項の規定による申請書は、別記第三十二号様式に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載人となるべき者の届出書の様式等）

第三十四条 令第七十六条第一項の規定による届出書は、別記第三十三号様式に準じて作成しなければならない。

2 令第七十六条第二項の規定による同意書及び宣誓書は、別記第三十四号様式に準じて作成しなければならない。

3 代理記載人（法第六十一条第三項の規定による投票に関する記載をする者又は公職選挙法第四十九条第三項の規定により投票に関する記載

をする者をいう。以下この項において同じ。）となるべき者として国民投票郵便等投票証明書又は公職選挙法施行令第五十九条の三第一項に規定する郵便等投票証明書に記載されている者は、当該代理記載人となるべき者を届け出た投票人及び当該届出を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に文書で通知することにより、代理記載人となるべき者たることを辞することができる。

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第三十五条 令第七十七条第一項の規定による請求書は、別記第三十五号様式に準じて作成しなければならない。

（郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式）

第三十六条 令第七十七条第三項の規定による投票用封筒は、別記第三十六号様式に準じて調製しなければならない。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第三十七条 令第八十一条第四項の規定による請求書は、別記第三十七号様式に準じて作成しなければならない。

（特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第三十八条 令第八十一条第六項の規定による投票用封筒は、別記第三十八号様式に準じて調製しなければならない。

（指定船舶等）

第三十九条 法第六十一条第七項に規定する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、公職選挙法施行規則第十七条の二第一項各号に定めるものとする。

2 法第六十一条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、公職選挙法施行規則第十七条の二第二項に定めるものとする。

（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

第四十条 令第八十二条第二項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成

しなければならない。

（投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）

第四十一条 令第八十二条第二項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成

2 令第八十二条の第三項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式の二に準じて作成しなければならない。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第八十二条第二項の規定による申出又は令第八十二条の第三項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公職選挙法施行規則第十七条の二第一項第五号に定める船舶にあつては、この限りでない。

一 法第六十一条第七項に規定する指定船舶船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書又は漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十六条第一項に規定する許可証の写し

二 公職選挙法施行規則第十七条の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4 令第八十二条の第三項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第六十九条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時に他の船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式等）

第四十一条 令第八十二条第二項又は第八十二条の第三項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十号様式及び第四十一号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第八十二条の第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第四十号様式の二に準じて調製しなければならない。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第四十一条の二 法第六十一条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条の第三項の規定によ

り送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2 令第八十二条の第三項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第四十二条 令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第四十二号様式及び第四十三号様式に準じて調製しなければならない。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第四十三条 令第八十二条第八項又は第八十二条の第三項（令第八十二条の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第四十四号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第六十一条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条第八項又は第八十二条の第三項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第四十四条 令第八十二条第三項又は第八十二条の第三項の規定による投票用封筒は、別記第四十五号様式に準じて調製しなければならない。

（洋上投票の投票送信用紙等を交付する市町村）

第四十五条 法第六十一条第七項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則別表第三に掲げる市町村とする。

（南極投票人証の交付の申請等）

第四十六条 令第八十四条第一項の規定による南極投票人証の交付の申請は、当該投票人が法第六十一条第九項に規定する南極地域調査組織に属する投票人（南極地域調査組織に同行する投票人）で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。）であることを証する書面（当該南極地域調査組織

の南極調査期間（令第八十五条第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）を添えて、文書でしなければならない。

2 前項の文書は、別記第四十六号様式に準じて作成しなければならない。

3 南極投票人証は、別記第四十七号様式に準じて調製しなければならない。

4 南極投票人証の有効期間は、交付の日から国民投票の期日又は第一項の書面に記載された当該南極地域調査組織の南極調査期間の満了の日（南極投票人証の交付を受けた者は、その登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長から公職選挙法施行令第五十九条の七第一項に規定する南極投票人証の交付を受けた場合には、直ちに当該南極投票人証を当該市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。）

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）

第四十七条 令第八十五条第二項の規定による請求書の様式は、別記第四十八号様式に準じて作成しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）

第四十八条 令第八十五条第二項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒は、それぞれ別記第四十九号様式及び第五十号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第四十九条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第四項の規定による投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒を入れる保管箱及び保管用封筒は、それぞれ別記第五十一号様式及び第五十二号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第五十条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第五十三号様式に準じて調製しなければならない。

2 法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令

第八十五条第三項において準用する令第八十二条第八項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）

第五十一条 令第八十五条第三項において準用する令第八十二条第三項の規定による投票用封筒は、別記第五十四号様式に準じて調製しなければならない。

（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等を交付する市町村）

第五十二条 法第六十一条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、公職選挙法施行規則第十七条の二の三に掲げる市町村とする。

（指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱）

第五十三条 令第四十条第一項に規定する場合において、令第八十八条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした投票人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前項の送致をすべき投票区について法第七十条の規定によつて国民投票の期日が定められていることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合においては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

4 前項の規定により送致を受けた投票区の投票管理者は、当該送致を受けた投票に係る令第九

十条、第九十一条及び第九十三条に規定する投票管理者の事務を行わなければならない。
 5 前各項に規定するもののほか、令第四十条第一項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。
 (指定関係投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第五十四条 令第四十条第二項に規定する場合において、令第八十八条の規定によつて指定投票区の投票管理者に送致された法第七十一条第一項の規定により国民投票の期日が定められた指定関係投票区に属する投票人がした法第六十一条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会の委員長は、前項の規定により送致を受けた投票を当該投票をした投票人が属する投票区の投票管理者に当該投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、令第四十条第二項に規定する場合において必要な事項は、市町村の選挙管理委員会が定める。
 (期日前投票所投票録及び不在者投票に関する調書の様式)

第五十五条 期日前投票所投票録及び不在者投票に関する調書は、それぞれ別記第五十五号様式及び第五十六号様式に準じて調製しなければならない。

第五章 在外投票
 (在外投票用封筒の記載)

第五十六条 法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする投票人は、令第九十四条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合(次項及び第三項の規定が適用される場合を除く。)においては、投票用封筒の表面に当該投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号(当該投票人が在外選挙人証の交付を受けている場合にあっては、在外選挙人証の交付番号。以下この条において同じ。)を記載しなければならない。

2 在外公館の長は、令第九十四条第三項の規定により、同条第四項に規定する点字投票の投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合において、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

4 在外公館の長は、令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第九十五条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

第五十七条 令第九十四条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十七号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第九十一条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十八号様式に準じて調製しなければならない。

第五十八条 令第九十四条第一項及び第九十一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第五十九条 令第九十六条第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類(同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあっては、同項第二号のイに掲げる書類)とする。

票人証の交付番号及び登録されている在外投票人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。
 3 令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票用紙に賛成の文字又は反対の文字を囲んで○の記号を記載した者は、投票用封筒の表面に投票人の在外投票人証の交付番号及び登録されている在外投票人名簿の属する市町村名を記載しなければならない。

4 在外公館の長は、令第九十五条第三項又は第四項の規定により投票を受け取った場合においては、投票用封筒の裏面に代理投票である旨の記載をしなければならない。

5 市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第九十五条第三項の規定により投票用紙及び投票用封筒を発送しようとする場合においては、投票用封筒の表面に当該投票用紙及び投票用封筒の交付を請求した投票人の氏名及び在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

第五十七条 令第九十四条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十七号様式に準じて調製しなければならない。

2 令第九十一条第一項の規定による投票用封筒は、別記第五十八号様式に準じて調製しなければならない。

第五十八条 令第九十四条第一項及び第九十一条第一項の規定による請求書の様式は、別記第五十九号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票をしようとする場合に提示する書類)

第五十九条 令第九十六条第二号に規定する総務省令で定める書類は、法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者の資格又は地位を証明する書類(同号に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合にあっては、同項第二号のイに掲げる書類)とする。

2 法第六十二条第一項第一号の規定により投票をしようとする者が旅券又は前項に掲げる書類を提示することが困難であると認められる特別の事情がある場合においては、在外公館の長は前項に定める書類に代えて当該投票をしようとする者の資格又は地位を証明する資料として適当と認めるものの提示又は提出を求めることができる。

(在外公館等における在外投票の送付用封筒の様式)

第六十条 令第九十八条第一項に規定する他の適当な封筒は、別記第六十号様式に準じて作成しなければならない。

(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)

第六十一条 令第九十九条第二項に規定する在外公館等における在外投票に関する調書は、別記第六十一号様式に準じて調製しなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の投票用封筒の記載)

第六十二条 在外公館の長は、令第九十三条第一項の規定により読み替えて適用される令第九十二条第二項又は令第九十四条第二項の規定により投票人から投票用紙及び投票用封筒の返還を受け、令第九十四条第三項の規定により当該投票人に対して投票用紙及び投票用封筒を交付しようとする場合においては、交付しようとする投票用封筒の裏面に投票用紙及び投票用封筒の返還があつた旨の記載をしなければならない。

(在外投票に関する調書の様式)

第六十三条 令第六十六条第二項に規定する在外投票に関する調書は、別記第六十二号様式に準じて調製しなければならない。

(在外投票人の不在者投票に関する調書の様式)

第六十四条 令第八十九条第四項に規定する在外投票人の不在者投票に関する調書は、別記第六十三号様式に準じて調製しなければならない。

(指定在外投票区等における投票録の様式)

第六十五条 法第三十四条第二項に規定する指定在外投票区における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その二に準じて調製しなければならない。

2 法第六十二条第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、第二十三条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その三に準じて調製しなければならない。

3 法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項の規定により市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所における投票録は、第五十五条の規定にかかわらず、別記第六十四号様式その三に準じて調製しなければならない。

第六章 開票並びに国民投票会及び国民投票分会
 (立会人となるべき者の届出書及び承諾書の様式)

第六十六条 開票立会人、国民投票会立会人及び国民投票分会立会人となるべき者の届出書及び

承諾書は、それぞれ別記第六十五号様式及び第六十六号様式に準じて作成しなければならない。
 (開票録及び国民投票録の様式)

第六十七条 開票録及び国民投票録は、それぞれ別記第六十七号様式及び第六十八号様式に準じて調製しなければならない。

附則 この省令は、平成二十二年五月十八日から施行する。

附則 (平成二五年五月三一) 総務省令第六三三号

この省令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二十一号)の施行の日(平成二十五年六月三十日)から施行する。

附則 (令和元年六月二八) 総務省令第一九号

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年一月一六) 総務省令第一〇一号

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附則 (令和二年二月二八) 総務省令第一三〇号

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則 (令和三年九月一七) 総務省令九五号

(施行期日)

1 この省令は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この省令による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日以後に登録基準日(日本国憲法の改正手続に関する法律第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日)をいう。以下この項において同じ。がある国民投票(同法第一条に規定する国民投票をいう。以下この項において同じ。)について適用し、この省令の施行の日前に登録基準日がある国民投票については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年三月二四日総務省令第一九号)

1 この省令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年三月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、第一条の規定による改正前の在外選挙執行規則第五号様式の二の規定により作成された申出書並びに別記第九号様式の規定により作成された在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類並びに第二条の規定による改正前の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第十号様式の規定により作成された申出書並びに別記第十六号様式の規定により作成された在外投票人証再交付申請書及び領事官の付す書類がある場合には、第一条の規定による改正後の在外選挙執行規則第五号様式の二及び別記第九号様式の規定並びに第二条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則第十号様式の規定並びに別記第十六号様式の規定にかかわらず、これらの申出書等を使用することを妨げない。

別記第一号様式(投票人名簿の様式)(第一条関係)

別記第一号様式(投票人名簿の様式)(第一条関係)

氏名(漢字) 氏名(かな) 性別 年齢 選挙区 投票区 投票所

氏名(漢字)	氏名(かな)	性別	年齢	選挙区	投票区	投票所
氏名(漢字)	氏名(かな)	性別	年齢	選挙区	投票区	投票所
氏名(漢字)	氏名(かな)	性別	年齢	選挙区	投票区	投票所

備考

- 1 投票区は、在外選挙区に属する選挙区を指す。
- 2 投票所は、在外選挙区に属する投票所を指す。
- 3 年齢は、投票日の前日(投票日の前日)の年齢を指す。
- 4 選挙区は、在外選挙区に属する選挙区を指す。
- 5 投票区は、在外選挙区に属する投票区を指す。
- 6 投票所は、在外選挙区に属する投票所を指す。

別記第二号様式(投票人名簿の抄本等の様式)(第一条関係)

別記第二号様式(投票人名簿の抄本等の様式)(第一条関係)

氏名(漢字) 氏名(かな) 性別 年齢 選挙区 投票区 投票所

氏名(漢字)	氏名(かな)	性別	年齢	選挙区	投票区	投票所
氏名(漢字)	氏名(かな)	性別	年齢	選挙区	投票区	投票所
氏名(漢字)	氏名(かな)	性別	年齢	選挙区	投票区	投票所

備考

- 1 投票区は、在外選挙区に属する選挙区を指す。
- 2 投票所は、在外選挙区に属する投票所を指す。
- 3 年齢は、投票日の前日(投票日の前日)の年齢を指す。
- 4 選挙区は、在外選挙区に属する選挙区を指す。
- 5 投票区は、在外選挙区に属する投票区を指す。
- 6 投票所は、在外選挙区に属する投票所を指す。

別記第二十三号様式（投票録の様式）（第二十三
条関係）

4-1 投票者情報
 選挙区 投票者情報
 1 投票者情報
 2 投票者情報
 3 投票者情報
 4 投票者情報
 5 投票者情報
 6 投票者情報
 7 投票者情報
 8 投票者情報
 9 投票者情報
 10 投票者情報
 11 投票者情報
 12 投票者情報
 13 投票者情報
 14 投票者情報
 15 投票者情報
 16 投票者情報
 17 投票者情報
 18 投票者情報
 19 投票者情報
 20 投票者情報
 21 投票者情報
 22 投票者情報
 23 投票者情報
 24 投票者情報
 25 投票者情報
 26 投票者情報
 27 投票者情報
 28 投票者情報
 29 投票者情報
 30 投票者情報
 31 投票者情報
 32 投票者情報
 33 投票者情報
 34 投票者情報
 35 投票者情報
 36 投票者情報
 37 投票者情報
 38 投票者情報
 39 投票者情報
 40 投票者情報
 41 投票者情報
 42 投票者情報
 43 投票者情報
 44 投票者情報
 45 投票者情報
 46 投票者情報
 47 投票者情報
 48 投票者情報
 49 投票者情報
 50 投票者情報
 51 投票者情報
 52 投票者情報
 53 投票者情報
 54 投票者情報
 55 投票者情報
 56 投票者情報
 57 投票者情報
 58 投票者情報
 59 投票者情報
 60 投票者情報
 61 投票者情報
 62 投票者情報
 63 投票者情報
 64 投票者情報
 65 投票者情報
 66 投票者情報
 67 投票者情報
 68 投票者情報
 69 投票者情報
 70 投票者情報
 71 投票者情報
 72 投票者情報
 73 投票者情報
 74 投票者情報
 75 投票者情報
 76 投票者情報
 77 投票者情報
 78 投票者情報
 79 投票者情報
 80 投票者情報
 81 投票者情報
 82 投票者情報
 83 投票者情報
 84 投票者情報
 85 投票者情報
 86 投票者情報
 87 投票者情報
 88 投票者情報
 89 投票者情報
 90 投票者情報
 91 投票者情報
 92 投票者情報
 93 投票者情報
 94 投票者情報
 95 投票者情報
 96 投票者情報
 97 投票者情報
 98 投票者情報
 99 投票者情報
 100 投票者情報

別記第二十四号様式（期日前投票又は不在者投票
の事由に該当する旨の宣誓書）（第二十六
条関係）

宣誓書
 私は、国民投票の当日、下記の事由に該当する見込みです。
 次の1から6のいずれかに○を付して下さい。

1	ア、仕事 イ、学業 ウ、地域行事の役員 エ、本人又は親族の冠婚葬祭 オ、その他（ ）	従事 ※左のAからオのいずれかに○を付 して下さい。オの場合は具体的に記 載して下さい。
2	1以外の用事又は事故のため、 ア、本市町村以外 イ、本市町村内（ ）	外出・旅行・滞在 ※左のA又はイのいずれかに○を付 して下さい。イの場合は具体的に記 載して下さい。
3	ア、疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ、刑事施設等に収容	（※左のA又はイのいずれかに○を付 して下さい。）
4	交通至難の島等（ ）	（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住	
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難	

上記は、真実であることを誓います。
 何年何月何日
 氏名 _____ 生年月日 _____
 現住所 _____
 投票人名簿に記載されている住所（現住所と異なる場合のみ記載すること）

別記第二十五号様式（令第六十四条第四項の規定
による投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式）
（第二十八
条関係）

投票用紙及び投票用封筒の請求書
 選挙区 投票者情報
 1 投票者情報
 2 投票者情報
 3 投票者情報
 4 投票者情報
 5 投票者情報
 6 投票者情報
 7 投票者情報
 8 投票者情報
 9 投票者情報
 10 投票者情報
 11 投票者情報
 12 投票者情報
 13 投票者情報
 14 投票者情報
 15 投票者情報
 16 投票者情報
 17 投票者情報
 18 投票者情報
 19 投票者情報
 20 投票者情報
 21 投票者情報
 22 投票者情報
 23 投票者情報
 24 投票者情報
 25 投票者情報
 26 投票者情報
 27 投票者情報
 28 投票者情報
 29 投票者情報
 30 投票者情報
 31 投票者情報
 32 投票者情報
 33 投票者情報
 34 投票者情報
 35 投票者情報
 36 投票者情報
 37 投票者情報
 38 投票者情報
 39 投票者情報
 40 投票者情報
 41 投票者情報
 42 投票者情報
 43 投票者情報
 44 投票者情報
 45 投票者情報
 46 投票者情報
 47 投票者情報
 48 投票者情報
 49 投票者情報
 50 投票者情報
 51 投票者情報
 52 投票者情報
 53 投票者情報
 54 投票者情報
 55 投票者情報
 56 投票者情報
 57 投票者情報
 58 投票者情報
 59 投票者情報
 60 投票者情報
 61 投票者情報
 62 投票者情報
 63 投票者情報
 64 投票者情報
 65 投票者情報
 66 投票者情報
 67 投票者情報
 68 投票者情報
 69 投票者情報
 70 投票者情報
 71 投票者情報
 72 投票者情報
 73 投票者情報
 74 投票者情報
 75 投票者情報
 76 投票者情報
 77 投票者情報
 78 投票者情報
 79 投票者情報
 80 投票者情報
 81 投票者情報
 82 投票者情報
 83 投票者情報
 84 投票者情報
 85 投票者情報
 86 投票者情報
 87 投票者情報
 88 投票者情報
 89 投票者情報
 90 投票者情報
 91 投票者情報
 92 投票者情報
 93 投票者情報
 94 投票者情報
 95 投票者情報
 96 投票者情報
 97 投票者情報
 98 投票者情報
 99 投票者情報
 100 投票者情報

別記第二十九号様式（国民投票郵便等投票証明書
交付申請書の様式）（第三十二条関係）

別記第二十九号様式（国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十二条関係）
1. 申請書の提出先
2. 申請書の提出時期
3. 申請書の提出場所
4. 申請書の提出方法
5. 申請書の提出回数
6. 申請書の提出回数
7. 申請書の提出回数
8. 申請書の提出回数
9. 申請書の提出回数
10. 申請書の提出回数

別記第三十号様式（令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合の国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十二条関係）

別記第三十号様式（令第七十五条第二項の規定による申請と併せて行う場合の国民投票郵便等投票証明書交付申請書の様式）（第三十二条関係）
1. 申請書の提出先
2. 申請書の提出時期
3. 申請書の提出場所
4. 申請書の提出方法
5. 申請書の提出回数
6. 申請書の提出回数
7. 申請書の提出回数
8. 申請書の提出回数
9. 申請書の提出回数
10. 申請書の提出回数

別記第三十一号様式（国民投票郵便等投票証明書の様式）（第三十二条関係）

別記第三十一号様式（国民投票郵便等投票証明書の様式）（第三十二条関係）
1. 申請書の提出先
2. 申請書の提出時期
3. 申請書の提出場所
4. 申請書の提出方法
5. 申請書の提出回数
6. 申請書の提出回数
7. 申請書の提出回数
8. 申請書の提出回数
9. 申請書の提出回数
10. 申請書の提出回数

別記第三十一号様式（国民投票郵便等投票証明書の様式）（第三十二条関係）
1. 申請書の提出先
2. 申請書の提出時期
3. 申請書の提出場所
4. 申請書の提出方法
5. 申請書の提出回数
6. 申請書の提出回数
7. 申請書の提出回数
8. 申請書の提出回数
9. 申請書の提出回数
10. 申請書の提出回数

の不在者投票における確認書の様式（第四十一
条関係）

【投票用紙】

1. 指定船舶の選挙管理委員会の委員長の記載事項
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)

2. 船中の投票事項
 投票先(フリガナ) 投票先(ローマ字)
 投票先(フリガナ) 投票先(ローマ字)

【投票用紙】

3. 投票用紙の記載事項
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)

【投票用紙】

4. 投票用紙の記載事項
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)

【投票用紙】

5. 投票用紙の記載事項
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)
 氏名(フリガナ) 氏名(ローマ字) 住所(フリガナ) 住所(ローマ字)

一 確認書は右記の様式に準じて作成し、封入するものとする。

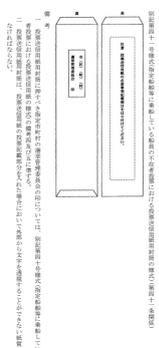
二 確認書の作成は、日本郵政株式会社による郵便物の送達を妨げないよう、封入の仕方を注意し、封入するものとする。

三 確認書の作成は、日本郵政株式会社による郵便物の送達を妨げないよう、封入の仕方を注意し、封入するものとする。

四 本確認書は、日本郵政株式会社による郵便物の送達を妨げないよう、封入の仕方を注意し、封入するものとする。

五 確認書の作成は、日本郵政株式会社による郵便物の送達を妨げないよう、封入の仕方を注意し、封入するものとする。

別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している
船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の
様式）（第四十一条関係）



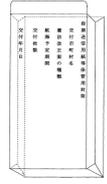
別記第四十一号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十一条関係）

別記第四十二号様式（指定船舶等に乗船している
船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱
の様式）（第四十二条関係）



別記第四十二号様式（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十二条関係）

別記第四十三号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十二条関係）



別記第四十三号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）

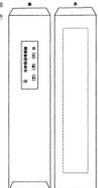
別記第四十四号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）（第四十三条関係）



別記第四十四号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における受信用紙の様式）

備考
1. 受信用紙は、投票送信用紙の投票記録部分及び必要事項記録部分そのまゝの大きさで受領できるものでなければならぬ。
2. 受信用紙は、投票送信用紙の投票記録部分を受領した部分を除く部分からなることができないよう「裏」を折り込まないよう裏面に裏紙を貼付しなければならない。
3. 投票送信用紙の投票記録部分を受領した部分から、裏紙がはき出ている投票記録部分の裏紙及び封筒を折るものでなければならぬ。
4. 投票送信用紙の投票記録部分を受領した部分からは、投票送信用紙の裏紙又は封筒の文字に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しないこととする。なお、提出しない場合は、投票送信用紙の裏紙及び封筒に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しないこととする。
5. 投票送信用紙に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しない場合は、投票送信用紙の裏紙及び封筒に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しないこととする。

別記第四十五号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第四十四条関係）



別記第四十五号様式（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式）

備考
1. 投票用封筒は、投票送信用紙の投票記録部分及び必要事項記録部分そのまゝの大きさで受領できるものでなければならぬ。
2. 投票用封筒は、投票送信用紙の投票記録部分を受領した部分を除く部分からなることができないよう「裏」を折り込まないよう裏面に裏紙を貼付しなければならない。
3. 投票送信用紙の投票記録部分を受領した部分から、裏紙がはき出ている投票記録部分の裏紙及び封筒を折るものでなければならぬ。
4. 投票送信用紙の投票記録部分を受領した部分からは、投票送信用紙の裏紙又は封筒の文字に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しないこととする。なお、提出しない場合は、投票送信用紙の裏紙及び封筒に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しないこととする。
5. 投票送信用紙に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しない場合は、投票送信用紙の裏紙及び封筒に必要事項を裏に受領した部分と異なるように、指定船舶の選挙管理委員会に提出しないこととする。

別記第四十六号様式（南極投票人証交付申請書の様式）（第四十六条関係）

別記第四十六号様式（南極投票人証交付申請書の様式）（第四十六条関係）

南極投票人証交付申請書

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条の規定によって南極投票人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

投票人名簿に記載されている住所

生年月日

何年何月何日

氏名

都(道府県) 郡(市) (区)町(村) 選挙管理委員会委員長 氏名あて

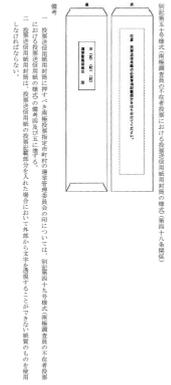
〒

番

日本国憲法の改正手続に関する法律第61条第9項に規定する南極地域調査組織に属する投票人であることを証する書面(南極調査期間の記載があるもの)

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別記第五十号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十八条関係）



別記第五十号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第四十八条関係）

別記第五十一号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十九条関係）



別記第五十一号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式）（第四十九条関係）

別記第五十二号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十九条関係）



別記第五十二号様式（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式）（第四十九条関係）

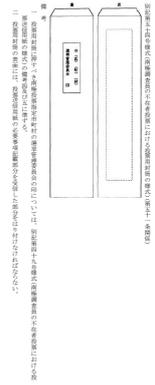
別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）



別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）

別記第五十三号様式（南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式）（第五十条関係）

別記第五十四号様式（南極調査員の不在者投票における投票用封筒の様式）（第五十一条関係）



別記第五十五号様式（期日前投票所投票録の様式）（第五十五条関係）

別記第五十五号様式(期日前投票所投票録の様式)(第五十五条関係)
何年何月何日

執行
国民投票期日前投票所投票録(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類)

1 期日前投票年月日	何年何月何日					
2 期日前投票所設置の状況						
(1) 期日前投票所設置場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2) 期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3 投票立会人	党派	氏名	連任年月日	立会時間	集会時刻	帰職の時刻及び事由
(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前(後)何時何分 事由 何々
(2) 投票管理者の選任した者				(集会時刻)		
4 期日前投票所開閉時刻	午前何時開始	午後何時閉鎖				
5 投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
	(男)					
	(女)					
	(計)					

(1) 投票用紙西交付者	(氏名)	(西交付の事由)		
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)			
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)			
(4) 赤字により投票をした者				
(5) 代理投票	投票人	(氏名)	補助者	(氏名)
	代理投票者数		人	
(6) 投票拒否の決定をした者	投票人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
	日本国憲法の改正手続に関する法律第63条の投票の拒否			
	日本国憲法の改正手続に関する法律第59条の投票の拒否			
6 期日前投票所事務従事者	総数 何人	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	何人
		2 市区町村の職員	何人	何人
		3 その他の者	何人	何人

何年何月何日調査
投票管理者(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名
投票立会人 氏名

備考

- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 投票人の氏名のみ記載では、投票人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会ったこととされた時間又は投票立会人が帰職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載しなければならない。
- 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五号関係）

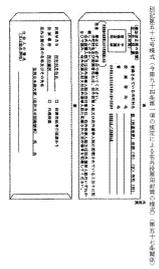
不在者投票に関する調書（二以上の憲法改正案がある場合にあっては、憲法改正案の種類）

		何投票区	
1	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	人
2	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第68条の規定により他の市町村で投票用紙及び投票用封筒の交付を受けて投票した船舶	人	人
3	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第77条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	人
4	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第81条第6項の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者	人	人
5	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条第7項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付を受けて投票した船舶	人	人
6	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条の3第3項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付を受けて投票した船舶	人	人
7	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第82条の4第1項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付を受けて投票した船舶	人	人
8	日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第85条第3項において準用する同令第82条第7項の規定により投票送信用紙及び投票送信用封筒の交付を受けて投票した者	人	人
9	投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者	拒絶理由	拒絶年月日
計			
(氏名)			
(氏名)			
計			

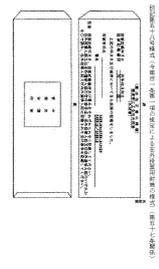
別記第五十六号様式（不在者投票に関する調書の様式）（第五十五号関係）

何年何月何日調製
 都（道府県） 郡（市）（区） 町（村） 選挙管理委員会委員長 氏 名 印
 備考
 1 令第67条、第68条、第77条又は第81条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者の中に同日投票所において法第62条の規定による仮投票を行った者があつた場合には、その者の氏名を1の欄、2の欄、3の欄又は4の欄の「備考」欄に記載すること。
 2 この様式に掲げる事項のほか、票と認める事項の記載については、別記第23号様式（投票録の様式）その一の備考11に準ずる。

別記第五十七号様式（令第九十四条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七号関係）



別記第五十八号様式（令第一百一条第一項の規定による在外投票用封筒の様式）（第五十七号関係）



別記第六十一号様式（在外公館等における在外投票に関する調書の様式）（第六十一条関係）

別記第六十一号様式(在外公館等における在外投票に関する調書の様式)(第六十一条関係)
(二以上の憲法改正案がある場合については、憲法改正案の種類)

Table with columns: 区分 (Category), 人数等 (Number of persons etc.), 備考 (Remarks). Rows include categories for receiving envelopes, returning envelopes, and rejecting envelopes.

何年何月何日調査
在外公館の長 在外日本国大使(在外日本国総領事) 氏名

備考

- 1 憲法改正案が二以上ある場合については、憲法改正案の種類ごとに別案に調製することとし、表左上に憲法改正案の種類を記載しなければならない。
2 表右上の記載については、在外公館等投票記録場所が在外公館以外の場合は、その名称(例:何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に「」書きで記載しなければならない。
3 「1」総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を經由して(他の在外公館の長を經由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものの数を引いた数を記載しなければならない。
4 外務大臣を經由して(他の在外公館の長を經由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1」総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がいる場合は、「3」投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
6 投票用紙及び投票用封筒を送還した者がいる場合は、「4」日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を送還した者」欄又は「5」日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により不存者投票の投票用紙及び投票用封筒を送還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、送還後、令第94条第1項の規定による申請により行なった投票用紙及び投票用封筒の交付等については、「2」日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。
7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

別記第六十二号様式（在外投票に関する調書の様式）（第六十三条関係）

Table with columns: 在外公館(在外公館の長) (Overseas Consulate (Head of Overseas Consulate)), 投票用紙(枚) (Ballot Paper (Number of Copies)), 投票用封筒(枚) (Envelope (Number of Copies)), 備考 (Remarks). Rows include categories for receiving envelopes, returning envelopes, and rejecting envelopes.

別記第六十二号様式(在外投票に関する調書の様式)(第六十三条関係)

備考
1 憲法改正案が二以上ある場合については、憲法改正案の種類ごとに別案に調製することとし、表左上に憲法改正案の種類を記載しなければならない。
2 表右上の記載については、在外公館等投票記録場所が在外公館以外の場合は、その名称(例:何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に「」書きで記載しなければならない。
3 「1」総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を經由して(他の在外公館の長を經由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものの数を引いた数を記載しなければならない。
4 外務大臣を經由して(他の在外公館の長を經由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1」総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
5 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がいる場合は、「3」投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
6 投票用紙及び投票用封筒を送還した者がいる場合は、「4」日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第104条第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を送還した者」欄又は「5」日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第103条第1項の規定により不存者投票の投票用紙及び投票用封筒を送還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、送還後、令第94条第1項の規定による申請により行なった投票用紙及び投票用封筒の交付等については、「2」日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第94条第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。
7 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、別記第23号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

別記第六十三号様式（在外投票人の不在者投票に関する調書の様式）（第六十四条関係）

別記第六十三号様式(在外投票人の不在者投票に関する調書の様式)(第六十四条関係)
在外投票人の不在者投票に関する調書(二以上の選出改正案がある場合は、選出改正案の種類)

Table with 4 columns: No., Name, Reason, Date. Rows include: 1. Japanese legal correction procedures, 2. Japanese legal correction procedures with specific details, and 3. Reasons for non-compliance.

何年何月何日調製
都(道庁員)郡(市)(区)町(村)選挙管理委員会委員長 氏名

備考

- 1 この様式には、在外投票人の不在者投票に係る概略を記載しなければならない。
2 令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒を交付した者のうち、前日開票所において法第63条の規定による仮投票を行った者があ
る場合には、その者の氏名を(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
3 令第68条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人である市町村の選挙管理委員会の委員長又は在外公館の長に投票用紙及
び投票用封筒を返還した者がある場合は、「(1)(2)」欄にその者の氏名及びその数を記載しなければならない。
4 令第101条第2項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた投票人である市町村の選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封
筒を返還した者が、返還後、令第67条の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合には、「(1)」欄に記載しなければならない。
5 この様式に掲げる事項のほか、重要と認める事項の記載については、別記第29号様式(投票録の様式)その一の備考11に準ずる。

別記第六十四号様式（指定在外投票区等における投票録の様式）（第六十五条関係）

Table for election record with multiple columns: No., Name, Address, etc. Includes a header for '指定在外投票区等' and a detailed grid for voter information.

Summary table with columns: No., Name, Address, etc. for the designated overseas voting area.

- 備考
1 この様式は、投票用紙の投函記録の様式である。
2 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
3 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
4 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
5 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
6 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
7 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
8 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
9 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
10 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
11 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
12 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
13 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
14 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
15 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
16 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
17 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
18 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
19 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
20 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
21 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
22 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
23 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
24 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
25 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
26 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
27 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
28 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
29 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
30 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
31 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
32 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
33 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
34 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
35 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
36 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
37 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
38 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
39 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
40 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
41 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
42 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
43 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
44 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
45 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
46 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
47 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
48 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
49 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
50 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
51 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
52 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
53 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
54 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
55 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
56 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
57 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
58 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
59 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
60 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
61 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
62 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
63 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
64 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
65 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
66 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
67 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
68 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
69 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
70 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
71 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
72 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
73 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
74 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
75 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
76 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
77 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
78 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
79 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
80 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
81 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
82 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
83 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
84 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
85 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
86 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
87 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
88 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
89 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
90 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
91 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
92 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
93 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
94 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
95 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
96 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
97 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
98 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
99 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。
100 投票記録は、投票用紙の投函記録の様式である。

別記第六十七号様式（開票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日
何 時 分

国民投票開票録(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類)

何開票区

1 開票所開設場所	何市(区)役所 (何町役場) (何の場所)			
2 開票立会人	姓	名	氏	名 参会又は選任時刻 辞職の時刻及び事由
(1) 届出による者				年(後)何時何分 事由 何々
(2) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				
(3) 開票管理者の選任した者				
3 開票所開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開始 何年何月何日午前(後)何時何分開閉			
4 拒否の決定等を受けた投票	受理		不受理	
5 開票の結果				
(1) 投票の内訳	合計(投票総数と無効投票を合計した数)	投票総数(賛成票と反対票を合計した数)	無効投票	無効投票率 %

(2) 無効投票の内訳	点字投票以外の投票	所定の用紙を用いないもの	○の記号以外の事項を記載したもの	○の記号を目撃しないもの	賛成の文字を認んだ○の記号及び反対の文字を認んだ○の記号をともに記載したもの
	点字投票	所定の用紙を用いないもの	賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの	賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの	賛成の文字及び反対の文字をともに記載したもの
(3) 点字投票	賛成	賛成	賛成	賛成	賛成
(4) 賛成及び反対の得票数	賛	成	反	対	票
6 開票事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製
開票管理者(職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
開票立会人 氏 名
開票立会人 氏 名
開票立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し重要な事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

別記第六十八号様式（国民投票録の様式）（第六十七条関係）

何年何月何日
何 時 分

国民投票録(二以上の憲法改正案がある場合にあつては、憲法改正案の種類)

1 国民投票会開設場所	何の場所			
2 国民投票会立会人	姓	名	氏	名 参会又は選任時刻 辞職の時刻及び事由
(1) 届出による者				年(後)何時何分 事由 何々
(2) 国民投票長の選任した者				
3 国民投票会開閉時刻	何年何月何日午前(後)何時何分開会 何年何月何日午前(後)何時何分閉会			
4 国民投票の結果				
(1) 投票の内訳	合計(投票総数と無効投票を合計した数)	投票総数(賛成票と反対票を合計した数)	無効投票	無効投票率 %
(2) 無効投票の内訳	白紙投票	その他		
(3) 賛成及び反対の得票数	賛	成	反	対
5 国民投票会事務従事者	総数	何人	内	1 総務者の職員 2 その他の者

何年何月何日調製
開票管理者(職) 氏 名

何年何月何日調製

国民投票長(職)	氏 名
我々は、この国民投票長の任命が真正であることを確認して、署名する。	
国民投票会立会人	氏 名
国民投票会立会人	氏 名
国民投票会立会人	氏 名

備考

- 1 国民投票分会社は、この様式に準じて国民投票分会長が調製するものとする。
- 2 この様式に掲げる事項のほか、国民投票長において、国民投票会に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。
この場合においては、補助用紙を使用することができる。